

～ 21世紀を生きる子供たちの教育のために～

適正規模推進基本方針及び推進計画を策定

山県市教育委員会は、平成19年8月24日に小中学校の適正規模のあり方を検討してきた山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会から答申を受けました。

これは、教育委員会が昨年6月22日に学識経験者のほか、議会議員、自治会、PTA連合会、保育園保護者会、校長会の各種団体の代表者15名からなる適正規模等検討委員会に諮問したものです。適正規模等検討委員会では公聴会などを踏まえ8回に及ぶ検討委員会を開催し、慎重な審議を重ねてきました。

答申を受けた教育委員会では、ただちに協議会を開催し答申内容の審議を経て、適正規模の推進を図るため「山県市立小学校及び中学校適正規模推進基本方針及び推進計画」を策定し、「子どもを中心に据えた教育を第一義として考える」を基にし、不退転の決意をもってこの推進計画に取り組んでいくことを決めました。

以下に、適正規模等検討委員会からの答申と適正規模推進基本方針及び推進計画の内容をお知らせします。

山県市立小学校及び中学校適正規模推進基本方針

平成19年8月30日

山県市教育委員会決定第2号

基本方針

山県市立小・中学校の適正規模を推進するため、平成19年8月24日に受けた山県市立小学校・中学校適正規模等検討委員会の答申に基づき、21世紀を築き生き抜く児童・生徒の育成を求め、山県市立小学校及び中学校適正規模推進基本方針を以下のように定めるものとする。

- 1 小学校にあっては、複式学級が存在しないよう統合を行う。
- 2 中学校にあっては、過小規模校の解消を図るため統合を行う。ただし、段階的には教育課程の改革や人事措置等を十分考慮する。
- 3 1学年15人程度を下回る小規模小学校については、児童数の推移を注視し適正規模に向けての検討を進める。

山縣市立小学校及び中学校適正規模推進計画

平成19年8月30日

山縣市教育委員会決定第3号

改定 平成24年1月27日

山縣市教育委員会決定第1号

1 計画の意義等

(1) 趣旨

この計画は、山縣市立小・中学校の適正規模を推進するため、山縣市立小学校及び中学校適正規模推進基本方針に基づいた統合に関する計画である。

(2) 目標

小・中学校の適正規模推進計画は、児童・生徒の適切な学習集団を確保するとともに、安全で楽しく学べる施設整備を行うことにより、良好な教育環境を創出することを目標とする。

(3) 推進計画

小学校については、3歳児において過少人数を毎年見定め複式学級が想定される場合は、速やかに統合時期を定め実施するものとする。

中学校については、過小規模校の問題解消が図れない場合は、速やかに統合時期を定め実施するものとする。

国、県において進められている教育改革は、学校統合の基本となる学級編制等へ影響するため、今後も動向を注視していくとともに、少子化の一層の進行や住宅開発による児童・生徒数の大幅な変動等、やむを得ない事情が生じた場合には、計画の見直しを行う。

2 適正規模推進の考え方（統合を推進する学校・時期・統合方法・使用校舎）

小・中学校の適正規模推進の基本的考え方は、山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会答申書の審議結果に基づき、次のとおりとする。ただし、段階的に統合を行う学校については、必要に応じ教育委員会で適正規模推進方法を検討する。また、統合にあたっては各々の歴史、文化及び地理的条件等に十分配慮して行うものとする。

(1) 過少人数を毎年度3歳児段階で見定め統合を推進する学校

- ・大桑小学校と桜尾小学校

（時期：3歳児段階で判断 統合方法：対等 使用校舎：現桜尾小学校）

- ・伊自良南小学校と伊自良北小学校

（時期：3歳児段階で判断 統合方法：対等 使用校舎：現伊自良南小学校）

- ・美山小学校といわ桜小学校

（時期：3歳児段階で判断 統合方法：対等 使用校舎：現美山小学校）

(2) 過小規模解消のため統合を推進する学校

- ・高富中学校と伊自良中学校

（時期：教育課程の改革及び人事措置を実施したうえで判断）

3 1学年15人を下回る小規模小学校の対応

毎年度当初、児童数の推移をみながら解消に向けての取組みを進める。

4 通学の考え方

地域との連携を図った通学安全確保を行うとともに、通学距離及び時間を考慮し、遠距離通学が生じる場合はスクールバスの確保を行う。

5 施設整備の基本的な考え方

小・中学校の適正規模推進に係る使用校舎の施設整備にあたっては、安全面から耐震性を重視し、児童・生徒数の増加に伴う教室、給食棟、トイレ等の増改築を行い各施設の利便性にも十分配慮し良好な教育環境を創出する。

6 学校施設の資源調査及び跡地等利活用の考え方

統合する学校について、施設等の歴史的、文化的、環境的な資源の調査や評価を行い、史資料の保存・活用の検討及び施設整備にあたって配慮すべき事項を検討する。学校跡地等については、全市的なまちづくりの観点から利活用を検討する。

7 学校統合等の手順

(1) 保護者等への説明会の実施

学校統合等にあたり、関係する学校の保護者等に推進計画の説明を行う。

(2) (仮称) 学校統合委員会の設立

保護者等の理解を得た後、統合関係校の関係者等の意見が反映できるよう「(仮称) 学校統合委員会」を設置し、学校名など統合までに計画、準備しなければならない事項について協議する。

(3) 交流学习の実施

校長及び教育委員会は、児童・生徒が学校統合等による環境の変化にすみやかに順応できるよう、交流学习を計画し実施する。